

平成 20 年 9 月 13 日

市政記者クラブ 様

名古屋市健康福祉局健康部
食品衛生課
担当：山本、大塚
972-2648 内線 2648

本日、午後 11 時 30 分まで待機しております。

「株式会社 浅井」に対する 非食用事故米穀の不正流通の防止に関する指導について

本日、瑞穂保健所は「株式会社 浅井」に対し、非食用事故米穀の不正流通の防止について下記のとおり指導を行いました。

記

1 株式会社 浅井の概要

営業者氏名：株式会社 浅井
営業所所在地：名古屋市瑞穂区

2 指導内容

厚生労働省通知「非食用事故米穀の不正流通の防止について、(平成 20 年 9 月 12 日付け食安監発第 0912001 号)」に基づき、次の点について指導しました。

- (1) 食用米穀と非食用米穀を適切に区分管理すること。
- (2) 非食用米穀は非食用である旨の表示等を行うことにより、食用米穀への混入を防止すること。
- (3) 米穀の売買、加工に関する帳簿類を適切に管理すること。

3 その他

瑞穂保健所は、非食用事故米穀の混入の可能性のある穀類を参考として採取しました。